

佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則（案）の概要

1 背景

平成28年8月議会に上程する予定である「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（案）」において、道路や公園以外の「公共の場所」や「設置運用基準」に定めるべき事項等が、規則で定める形となっているので、これを規則に規定する必要があります。

2 対応方針

(1) 公共の場所

市の庁舎、公の施設、広場等市が管理する不動産（賃借権等の権原に基づき管理するものも含まれます。）であって、不特定多数の市民等の利用に供されるものとしします。

(2) 設置運用基準に定める事項

次に掲げる事項としします。

ア 防犯カメラの設置の目的

イ 防犯カメラの設置の年月日

ウ 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲

エ 防犯カメラの設置の表示に関する事項

オ 管理責任者の設置及び取扱担当者の指定に関する事項

カ 映像データの利用及び提供の制限に関する事項

キ 苦情の対応に関する事項

ク ア～キに掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項

(3) 防犯カメラの取り扱える者の例外

防犯カメラの取扱いを委託した場合や、指定管理者が防犯カメラを取り扱う場合は、当該委託を受けたものや指定管理者も、防犯カメラや映像データを取り扱えることとしします。

(4) 公表の方法

公表の原因となる事実を、市の広報紙への掲載その他の適当と認められる方法により行います。

(5) その他

防犯カメラの取扱いに関し、必要な様式を定めます。